

○ 農業信用保証保険支援総合事業実施要綱の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものについて（令和５年３月 31 日付け４経営第 3236 号農林水産省経営局金融調整課長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前																				
2 実施要綱別記 1 の第 3 の（１）、第 3 の（２）のイ及びウの事業に関する要件 ①～⑤ （略） ⑥ <u>令和 8 年熊本地震による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの</u>			2 実施要綱別記 1 の第 3 の（１）、第 3 の（２）のイ及びウの事業に関する要件 ①～⑤ （略） (新設)																				
3 実施要綱別記 1 の第 3 の（１）のア及び第 3 の（２）のイの（ア）に規定する算式に適用する推定事故率及び推定回収率			3 実施要綱別記 1 の第 3 の（１）のア及び第 3 の（２）のイの（ア）に規定する算式に適用する推定事故率及び推定回収率																				
<table><tr><td>対象の区分</td><td>推定事故率</td><td>推定回収率</td></tr><tr><td>記の 2 の①～⑤</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>記の 2 の⑥</u></td><td><u>5.0%</u></td><td><u>58.0%</u></td></tr></table>			対象の区分	推定事故率	推定回収率	記の 2 の①～⑤	(略)	(略)	<u>記の 2 の⑥</u>	<u>5.0%</u>	<u>58.0%</u>	<table><tr><td>対象の区分</td><td>推定事故率</td><td>推定回収率</td></tr><tr><td>記の 2 の①～⑤</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(新設)</td><td>(新設)</td><td>(新設)</td></tr></table>			対象の区分	推定事故率	推定回収率	記の 2 の①～⑤	(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)
対象の区分	推定事故率	推定回収率																					
記の 2 の①～⑤	(略)	(略)																					
<u>記の 2 の⑥</u>	<u>5.0%</u>	<u>58.0%</u>																					
対象の区分	推定事故率	推定回収率																					
記の 2 の①～⑤	(略)	(略)																					
(新設)	(新設)	(新設)																					
4 実施要綱別記 1 の第 3 の（２）のアの事業に関する要件 ①～⑪ （略） ⑫ <u>令和 8 年熊本地震による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの</u>			4 実施要綱別記 1 の第 3 の（２）のアの事業に関する要件 ①～⑪ （略） (新設)																				

附 則

この通知の改正は、令和 8 年 8 月 7 日から施行し、令和 8 年 7 月 28 日から適用する。